

従来の機器とモバイル型機器からの機器の特徴及び通報の流れについて

従来の緊急通報装置 (SL-5,8,10,11号機)	モバイル型機器
<p>●従来機器の特徴</p> <p>通報機器が電話回線を通じて消防署へ通報を送ります。</p> <p>通報が消防署へ送られると直接会話は可能。(機器の音量が小さく聞こえにくい。そのため通話で意思疎通の確認は難しい現状)</p> <p>機器に付属しているペンダントからの通報は、本体から 30メートル以内でしか受信出来ない。(ペンダントから会話は出来ない。)</p> <p>機器(ペンダント含む)の使用効果は室内限定。(屋外は不可)</p> <p>電波法の改正により、令和4年10月から一部の機器(SL-8号機)が使用中止となる。順次機器の更新作業が必要。</p>	<p>●モバイル機器の特徴(令和3年4月1日運用予定)</p> <p>携帯電話ほどの大きさで持ち運びがしやすく屋内外で利用出来ます。</p> <p>液晶操作で通報が出来、24時間365日対応のコールセンター(安全センター)につながります。</p> <p>コールセンターを経由して消防につながるシステム。</p> <p>その他～GPS機能で位置情報の検索が可能。</p> <p>毎月1回コールセンターから利用者へ体調確認の連絡が来る。</p>
<p>●<u>従来機器からの消防署通報の流れについて</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が機器の通報ボタン又はペンダントを押した後、通報を受けた消防署は利用者と通話した後、協力員へ訪問要請。 利用者と通話不可能な事や、協力員へ連絡が付かない時もあり。 その際、消防署が利用者自宅へ出向く。 2. 通報から消防署の一連の対応について、町へ月例報告する。 <p>※その他～誤受信があった際、状況に応じて消防署が利用者宅へ訪問する事もある。</p>	<p>●<u>モバイル機器からの消防署通報の流れについて</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が機器の操作で通報ボタンを押す。 2. 通報ボタンを押した時、コールセンター(安全センター)につながりオペレーターが利用者と会話し状態を確認する。 3. 救急を要する状況であれば、コールセンター(安全センター)より消防へ連絡する。 4. 安全センターより通報から消防署へ一連の対応について、町へ月例報告する。 5. 安全センターが、状況に応じて協力員へ連絡する。 <p>※その他～通報時、安全センターが状況等を確認するため、誤受信であるか把握する事が出来る。消防署が訪問負担軽減となる。</p>